

令和6年度 昭島市地域包括支援センター運営方針（案）

1 策定趣旨

昭島市地域包括支援センター運営方針（以下「運営方針」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の47第1項に基づき、昭島市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の考え方や業務推進の方針などを明らかにするとともに、センター業務の円滑かつ効果的な実施に資することを目的に策定する。

2 センター設置の目的

センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として、法第115条の46第2項の規定に基づき設置する。

3 センター運営の基本方針

センターは、昭島市地域包括ケア推進計画（昭島市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）に掲げる基本理念「高齢者がいきいきと暮らすまち昭島」の実現に向けて、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進について中核的な機関として役割を果たすものとし、以下に掲げる事項を踏まえて運営を行う。

（1）公益性

センターは、市の介護・福祉・保健行政の一部を担う「公益的な機関」として、公正で中立な運営を行う。

（2）地域性

センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であることから、担当地域の特性や実情を踏まえて適切かつ柔軟な運営を行う。

（3）協働性

センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職は、その専門知識や技能を活かしながら、連携・協働の体制を構築して高齢者への総合的な支援を行う。

4 業務の実施方針

(1) 共通事項

ア センター職員は、運営方針の内容をよく理解し、センターが担う重要な業務について誠意を持って取り組む。

イ 個人情報については、個人情報保護関係法令に基づき、適正に取り扱い、利用者及び利用世帯のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ センターに対する苦情は、誠意をもって対応する。

(2) 総合相談・支援業務

ア 地域におけるネットワーク構築

センターは、関係機関及び団体等の把握、地域における関係者のネットワークの構築及び地域ニーズに応じたネットワークの構築、有効活用に取り組み、誰しものにとって身近なセンターとなるよう努める。

イ 実態把握

民生委員・児童委員、地域の通いの場などの社会資源との連携や家族、地域住民などからの情報収集等による高齢者の心身・家庭環境等の実態把握を行い、個人や地域の課題に対し、迅速に対応できるよう努める。

ウ 総合相談・支援

本人や家族等の相談を受けて、的確な状況把握、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要かどうかの判断、相談内容に即したサービス・制度の情報提供、医療や介護など関係機関の紹介及び個別の支援計画の策定等の総合的な相談・支援業務を行う。

(3) 権利擁護業務

ア 成年後見制度の普及啓発活動及び利用支援

成年後見制度の普及啓発活動、認知症等により判断能力の低下が見られる方の制度利用の支援及び成年後見人等となるべき者を推薦でき

る団体等との連携を行う。

イ 高齢者虐待への対応

高齢者虐待の相談窓口として周知を図るとともに、地域住民や関係機関等ネットワークを構築し、高齢者虐待の早期発見及び防止に取り組む。相談や通報を受けた場合には、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と協働して適切な対応を行う。

ウ 消費者被害の防止

高齢者の消費者被害を未然に防止するため、関係機関や市との情報交換及び高齢者への情報提供等を行う。また、消費者被害を把握した場合には、市や関係機関と協働して適切な対応を行う。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 包括的・継続的なケア体制の構築

医療機関などの関係機関との連携体制の構築、介護支援専門員と関係機関の連携支援及び介護支援専門員相互の連携・協力体制の整備を行う。

イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域における介護支援専門員のネットワークの活用及び介護支援専門員相互の情報提供等を行う。

ウ 日常的個別指導・相談

ケアプランの作成技術の指導等、介護支援専門員に対する相談業務を行う。

エ 支援困難事例等への助言・指導

介護支援専門員が抱える支援困難事例に対する助言・指導を行う。

(5) 介護予防ケアマネジメント業務

ア 指定介護予防支援事業（介護予防給付に関するケアマネジメント）

介護予防支援事業者の指定を受け、「昭島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」を遵守し、地域内の介護予防支援業務を行う。

イ 第1号介護予防支援事業（総合事業に関するケアマネジメント）

居宅要支援被保険者等に対して、介護予防および日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

(6) その他の業務

ア 認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護の事業所が開催する運営推進会議及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所が開催する介護・医療連携推進会議へ出席するなど必要な協力を行う。

イ あきしま地域福祉ネットワーク事務局の運営に対して必要な協力を行う。

ウ 高齢者見守りネットワーク事業に必要な協力を行う。

エ 地域ケア会議の開催及びその運営に対して必要な協力を行う。

オ 在宅医療・介護連携推進事業に関する連携・協力を行う。

カ 生活支援コーディネーターが行う生活支援体制整備に関する連携・協力を行う。

キ 認知症総合支援事業に関する連携・協力を行う。